

府中市社会教育（体育）関係団体登録基準

登録基準		登録できないものの例	
1 活動趣旨	(1) 社会教育、学習活動（スポーツ活動）を目的としており、活動成果が期待できる。	(1)	① 親睦、交流活動である。 ② 主な目的が会員のための学習活動でなく、行事やイベントを開催するための準備、打ち合わせを行うものである。
	(2) 継続的に活動している。	(2)	活動が短期間のものであり、継続的でない。
2 活動	(1) 会員が自主的に活動計画を立て、運営を行っている。	(1)	講師や特定人物が活動の計画や運営を行っている。
	(3) 主な活動場所や事務局が市内である。	(3)	主な活動場所や事務局が市外である。
3 団体構成	(1) 公の支配に属していない。	(1)	学校の部活動や官公庁の外郭団体など、公的団体に属する、または関係しているもの。
	(2) 実際に活動している会員及び役員が10人以上で、そのうち3分の2以上が市内会員（在住・在勤・在学）である。	(2)	名簿上は基準を満たしていても、実際に活動する人数が9人以下である。（架空名義会員）
	(3) 原則として、全ての会員が会への所属について承知しており、登録の際に、会の名簿に氏名、住所等を明記することを了承している。	(3)	承諾を得ていない人物を会員として名簿に記入している。（名義の無断使用）
	(4) 会員は、自主的に会の運営ができる16歳以上のものとする。ただし、青少年育成を目的とした活動で、成人を代表、責任者とし、共に活動する場合は小学生以上を会員にできる。なお、就学前の乳幼児は、団体の中で共に活動する場合であってもその人数を会員（会の構成員）に含めることはできない。	(4)	小中学生だけで活動している。
	(5) 会員の対象が特定、限定されていない。	(5)	① 大学のサークル等会員が特定、限定されている。 ② 2・3家族、親族で構成されている。
4 運営	(1) 規約、会則を設けている。	(1)	規約、会則を設けていない。
	(2) 会長、副会長、会計、会計監査など役員を設けている。また、原則として役員は市内会員とする。	(2)	① 役員を設けていない。 ② 役員が市外会員である。ただし、やむを得ない場合（転出等）を除く。
	(3) 総会、役員会を定期的に行っている。	(3)	総会、役員会を定期的に行っていない。
	(4) 独自の経理機構（会計）を設けている。	(4)	独自の経理機構（会計）を設けていない。
	(5) 営利行為（商売、教室、個人の営利になる行為）をしない。	(5)	営利行為（商売・教室・個人の営利になる行為）を行っている。
	(6) 特定の政党や選挙候補者を支持、不支持するなどの政治行為をしない。	(6)	特定の政党や選挙候補者を支持、不支持する行為を行っている、又はその予定がある。
	(7) 宗教の布教活動をしない。	(7)	宗教などに関する活動、布教活動を行っている。
	(8) 公益を害し、風俗を乱す行為をしない。	(8)	公益を害し、風俗を乱すような行為をしている。
	(9) 会員は、学習活動に関する謝礼を受け取らない。	(9)	謝礼等を渡している講師が会員に含まれている。

	登録基準	登録できないものの例	
5 その他		(1)	虚偽の申請
		(2)	① 団体名に個人名や企業名、営利活動に関する団体名等が入っていたり、それを連想させる。
			② 登録基準外の団体と紛らわしい、疑わしい。
		(3)	支援目的で故意に団体を分割している。(半数以上の会員が同一人物であったり、同様または類似した学習活動を行っているなど)
		(4)	各種届出(更新、変更)を怠っている。
(5)	明らかに基準に反した活動が見受けられる。		